

# 5月 情報ひろば

とっとり市報5月号に掲載している記事は、3月30日時点で確認した内容です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、記事の内容が変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

最新の情報は、本市公式ホームページが、各問合せ先でご確認ください。

## 福祉

### 長寿社会課からのお知らせ

問 本庁舎長寿社会課  
 ☎ 0857-30-8211 ①  
 ☎ 0857-30-8213 ②③④  
 ☎ 0857-20-3906  
 各総合支所市民福祉課(10ページ) 各地域包括支援センター(10ページ)  
 ①「寝具丸洗い乾燥消毒サービス」  
 ② 在宅で生活をしている65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する人  
 ③ 市民税非課税の高齢者のみの世帯  
 ④ 要介護1～3の認定がある人

### 鳥取ファミリー・サポート・センター(生活援助型・育児型)の協力会員募集

問 鳥取ファミリー・サポート・センター(鳥取市社会福祉協議会内)  
 ☎ 0857-22-7474(生活援助型)  
 ☎ 0857-39-2761(育児型)  
 ☎ 0857-39-2762(共通)  
 問 新市域の各総合福祉センター  
 国府町 ☎ 0857-22-1880  
 福部町 ☎ 0857-75-2337  
 河原町 ☎ 0858-76-3125  
 用瀬町 ☎ 0858-87-2302  
 佐治町 ☎ 0858-89-1022

### 交通事故などで治療を受けたら届出を



問 本庁舎医療費適正化推進室  
 ☎ 0857-30-8227 ☎ 0857-20-3906

交通事故など自分以外(加害者)が関係するけがや病気で治療を受けた場合、医療費は加害者が負担するのが原則ですが、国保の保険証を使って治療を受けることもできます。その場合、鳥取市(保険者)に被害の内容を届け出る必要があります。

鳥取市は届け出に基づき、鳥取市が負担した医療費を保険会社や加害者へ請求します。しかし届け出がなければ、本来加害者が負担すべき医療費を鳥取市が負担したままになります。

国民健康保険加入者の「保険料」で賄われている大切な医療費です。**交通事故などで保険証を使って治療を受ける場合、まずは問い合わせ先までご連絡をお願いします。**

#### 【届出が必要になる例】

交通事故(自転車事故も)、けんかなどの暴力行為、他人のペットに咬まれる、食中毒(飲食店、惣菜など)、スキー・スノーボードなどの接触事故

※届け出の前に示談を済ませてしまうと、鳥取市が負担した医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故などで保険証を使って治療を受けた際には、相手方と示談される前に必ず相談ください。

凡例 時 日 時 所 場所 容 内容 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金  
 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

要介護4・5の認定がある人 料 掛布団:200円 敷布団:200円 羽毛布団:300円 毛布:1000円 ※枚数に制限があり 募 5月21日(木)までに申出書を提出

【②認知症サポーター養成講座】  
 認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症の人やその家族を温かく見守る心援者です。5人以上の希望する団体に対して講師を派遣します。 容 ▼認知症を理解する ▼認知症の人とともに地域で暮らしには

【③おれんじドアとつとり】  
 時 5月28日(木) 10:00~12:00  
 所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者によるピアサポートで、認知症と共に新たな暮らしをスタートしましょう。 料 無料

【④認知症介護家族の集い】  
 時 5月8日(金) 10:00~12:00  
 所 麒麟Square(鳥取市民交流センター)2階多目的室3 容 認知症の本人も家族も希望を持って暮らせるよう、情報交換をしながら交流をする場 料 無料  
 認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受け付けています。  
 問 認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)  
 毎週月~金 10:00~18:00

気高町 ☎ 0857-82-2727  
 鹿野町 ☎ 0857-84-3113  
 青谷町 ☎ 0857-85-0220  
 高齢者の生活援助や育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人が、相互援助活動を行う会員組織です。協力会員を募集します(登録料・会費無料)。  
 額 報酬(1時間あたり)  
 ▼平日(7:00~20:00) 6000円  
 ▼平日(20:00~7:00) 8000円  
 ▼土日・祝日(終日) 8000円  
 ▼12月29日~1月3日(終日) 8000円

【生活援助型】 容 要望に応じて高齢者のお宅を訪問して、簡単な家事などの援助を行う。 ▼援助内容:食事の

0859-37-6611  
 問 認知症疾患医療センター(渡辺病院)  
 ☎ 0857-39-1151  
 介護予防教室(おたっしや教室)(7~9月)

問 鳥取中央地域包括支援センター  
 鳥取こやま地域包括支援センター  
 鳥取南地域包括支援センター  
 鳥取西地域包括支援センター (10ページ)

容 主に椅子に座りながらの運動、栄養やお口の機能改善のための講話。  
 時 毎週1回90分・3か月間 所 公共施設など全16会場(予定) 対 満65歳以上の人 ※医師から、運動制限されていない人のみ。 ※身体状況によっては、他のサービスを紹介することがあります。 料 1回500円 募 5月29日(金)までにお住まいの地域の地域包括支援センターへ

鳥取市地域支え合いフォーラム  
 『新しい支え合い社会の実現を目指して』  
 問(福) 鳥取市社会福祉協議会  
 ☎ 0857-24-3180  
 ☎ 0857-24-3215  
 問 本庁舎長寿社会課  
 ☎ 0857-30-8213  
 ☎ 0857-20-3906

準備・後片付け、掃除、病院的付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの  
 【育児型】 容 乳幼児から小学6年生までのお子さんのいる人を対象に、子育ての援助を行う。 ▼援助内容:習い事の送迎、保育園・幼稚園・学童保育への送迎、開所前・閉所後の預かり、乳幼児を連れて出かける(くい)時の預かりなど

成年被後見人が印鑑登録できるようにになりました  
 問 本庁舎市民課  
 ☎ 0857-22-8111(鳥取市コールセンター)  
 ☎ 0857-20-3909

所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録ができるようになります。  
 成年被後見人が印鑑登録する場合は、本人が法定代理人(成年後見人)とともに来庁し、印鑑登録申請書を出してください。  
 なお、印鑑登録をしている人が成年被後見人になると、印鑑登録が廃止されます。引き続き印鑑登録をする場合は、改めて手続きを行ってください。

鳥取市障がい者福祉週間が始まります  
 問 本庁舎障がい福祉課  
 ☎ 0857-30-8217  
 ☎ 0857-20-3907

時 6月10日(水) 13:30~15:30  
 所 ささづか会館5階大会議室  
 容 ▼講演:「みんなで話そう!これからの地域のこと」~南アルプス市での取り組みを通して~ ▼講師:斉藤節子さん(南アルプス市第1層生活支援コーディネーター) 料 無料

5月12日は 民生委員・児童委員の日  
 問 本庁舎地域福祉課  
 ☎ 0857-30-8202  
 ☎ 0857-20-3906

本市では、516人の民生委員(児童委員を兼ねる)が、「広げよう!地域に根ざした 思いやり」をキャッチフレーズに活動しています。  
 民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして、地区社会福祉協議会やとなり組福祉員、愛の訪問協力員などの活動をしています。また、住民から福祉に関わる相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政、社会福祉協議会や学校などの関係機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。  
 相談内容や個人の秘密は守られますので、生活上の困りごとや心配ごとがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

毎年5月23日~29日は「鳥取市障がい者福祉週間」です。本市は、平成元年に福祉都市を宣言し、障がいのある方や高齢者など全ての人に優しいまちづくりを目指しています。  
 みなさんも、この「障がい者福祉週間」をきっかけに、障がい者をはじめ誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して、まちづくりの輪をひろげましょう!!

赤十字の活動にご協力を  
 問 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区(地域福祉課内)  
 ☎ 0857-30-8202  
 ☎ 0857-20-3906  
 問 日本赤十字社鳥取県支部(県庁第二庁舎)  
 ☎ 0857-22-4466  
 ☎ 0857-29-3090

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、被災地での救護活動を行うとともに、罹災者へのお見舞い品の提供、救急法をはじめとした各種講習、献血推進などを実施しています。その活動は、市民のみなさんからの資金協力で支えられています。

活動への資金協力をお願いします  
 自治会・町内会を通じて活動資金を募りますので、ご協力をお願いします。なお、個別に活動資金募集に応じたいただける場合は、問い合わせ先までご連絡ください。